

後期高齢者医療保険料、 国民健康保険税の通知を郵送します

令和2年度の後期高齢者医療保険料と国民健康保険税が決定しましたので、通知書を7月中に郵送します。
問い合わせ＝医療保険課保険税係（☎内線274・275）

◇後期高齢者医療保険料額決定通知書

普通徴収の人 (保険料が年金から差し引きされない人)

7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。

納付書を同封しますので、納期限までに忘れずに納めてください。



水色の封筒で送ります

特別徴収の人 (保険料が年金から差し引きされる人)

7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。



はがきで送ります

▶保険料率

保険料率と限度額は右の表のとおりです。保険料率は、令和元年度と変更ありません。

令和2年度
後期高齢者医療制度の
保険料率と限度額

所得割	8.6%
均等割	43,600円
限度額 (最高額)	640,000円

▶均等割額の軽減

前年度に均等割が特例的に8割軽減となっていた人は今年度は7割軽減に、8.5割軽減となっていた人は7.75割軽減に変更されます。

▶納付は便利な口座振替を

希望する人は、通帳、届け出印、納入通知書を持参して、金融機関で手続きをしてください。

また、特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませたうえで「口座振替依頼書」の本人控えを持って、医療保険課（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

◇国民健康保険税 納税通知書



緑色の封筒で送ります

令和2年度 国保税の税率と課税限度額

	医療分	支援分	介護分	算出方法
所得割	5.8%	2.2%	1.9%	加入者全員の前年の所得額をもとに算出
均等割	21,000円	7,600円	9,000円	加入者1人当たりの額×加入者数
平等割	15,000円	6,600円	4,900円	1世帯当たりの額
限度額	630,000円	190,000円	170,000円	1世帯にかかる課税限度額（最高額）

国民健康保険（国保）税は、国保の運営を支える貴重な財源です。

国保に加入している人が病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの費用は、皆さんに納めていただく国保税と、国・県などからの負担金、市からの繰入金などで賄われています。

▶国保税の税率と課税限度額

上の表のとおりです。税率は、令和元年度と変更ありません。

▶納税義務者は世帯主

世帯主が国保に未加入の場合も、納税義務者である世帯主宛に送付します。※社会保険などに加入した後、国保の離脱手続きを済ませていない場合は、その人の分も含めて国保税の計算がされています。速やかに国保の離脱手続きを行ってください。

▶納付方法が選べます

国保税の納付は、口座振替にできます。また、コンビニエンスストアやインターネットでも納付できます。

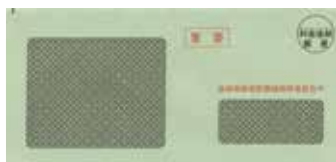
後期高齢者医療被保険者証、 国民健康保険高齢受給者証を郵送します

後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険（国保）高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。引き続き対象となる人には、新しいものを郵送しますので、8月以降は新しいものをお使いください。

問い合わせ＝後期高齢者医療被保険者証について…医療保険課医療助成係（☎内線260・272）、国保高齢受給者証について…医療保険課国保係（☎内線256）



◇後期高齢者医療被保険者証



薄緑色の封筒で送ります

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害がある人には、新しい被保険者証を7月中旬に郵送します。

▶限度額適用・標準負担額減額認定証

現在有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人で、令和2年度も引き続き住民税非課税世帯となる人には、被保険者証の封筒に新しいものを同封して郵送します。

◇高齢受給者証



薄黄色の封筒で送ります

国保に加入している70歳から74歳までの人には、新しい受給者証を7月中旬に郵送します。

保険医療機関などで受診するときは、被保険者証と高齢受給者証を一緒に提示してください。

なお、今回郵送する受給者証の有効期限は、令和3年7月31日です。ただし、令和2年8月1日から令和3年7月31日までに75歳を迎える人の期限は、誕生日の前日です。

3割負担で 申請が必要な人

後期高齢者医療被保険者証または国保高齢受給者証の負担割合が3割の人で、前年の収入が一定の基準より少ない場合は、申請により1割または2割に変更できます。

該当する人には、「基準収入額適用申請書」が同封されていますので、期限までに申請してください。

母子・父子家庭 福祉医療費受給者証の更新

手続きは郵送で



桃色の封筒で送ります

母子・父子家庭の福祉医療費受給者証の有効期限は7月31日です。引き続き医療費の助成を受けるには、更新の手続きが必要です。

対象者には、更新の案内を郵送済みです。なお、今回の手続きは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送で受け付けします。

更新手続き後も引き続き受給資格のある人には、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。

手続き＝7月13日（月）まで（必着）に、郵送で医療保険課（〒376 - 8501桐生市役所）へ。

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎内線257・272）

介護保険料通知書を郵送します

対象は、65歳以上の人です。特別徴収の人（介護保険料が年金から差し引きされる人）には、7月末に「介護保険料決定通知書」を郵送します。

また、普通徴収の人（介護保険料が年金から差し引きされない人）には、7月中旬に

「介護保険料納付通知書」を郵送します。

問い合わせは健康長寿課介護管理給付係（☎内線390393）

● 普通徴収の納付

普通徴収の納期限は、7月から翌年2月までの計8回で

す。

納付場所は健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、指定金融機関 ※コンビニエンスストアでは取り扱えません。

● 口座振替をご利用ください

保険料の納付は、口座振替も利用できます。

希望する人は、介護保険料納付通知書に同封されている申込用紙に必要事項を記入し、通帳と届け出印を持参し、金融機関で手続きをしてください。

● 介護保険料の滞納にご注意ください

特別な事情がなく保険料の滞納が続く場合、利用者負担割合が引き上げられるなどの措置がとられますので、ご注意ください。

また、保険料の納付が困難なときは、健康長寿課介護管理給付係に早めにご相談ください。

介護保険料Q & A

Q1 介護保険料とは？

介護保険とは「老後の安心をみんなで支える」という仕組みです。高齢化に伴い増加する介護負担を軽減すべく、40歳以上の全ての人が介護保険料を納めます。

Q2 どうやって介護保険料を納めるの？

40歳から64歳までは医療保険の一部として、65歳からは年金からの差し引き、または納付書での納付となります。

Q3 介護保険料は何に使われているの？

納められた保険料は、介護サービス費用に使われます。介護サービス利用者の多い本市は、サービス内容も多岐に渡り充実しています。

65歳以上の低所得者 介護保険料を軽減します

令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、令和2年度に限り介護保険料を軽減します。

対象＝65歳以上で第1～3段階の所得段階に該当する人

65歳以上の人の介護保険料は、本人の収入や所得、世帯の市民税課税状況を考慮して14の所得段階を設定しています。問い合わせ＝健康長寿課介護管理給付係（☎内線390～393）



令和2年度 介護保険料一覧（抜粋）

所得段階	年間保険料額 (カッコ内は 昨年度保険料)	対象者
1	23,700円 (29,700円)	①生活保護を受けている人 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ③世帯全体が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人
2	39,600円 (47,500円)	世帯全体が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人
3	55,400円 (57,400円)	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人